

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和5年8月7日 13時00分

近畿地方整備局

紀南河川国道事務所

のりめんほうらく

法面崩落に伴う国道42号の通行規制(第1報)

かたがわこうごつうこう

～片側交互通行のお知らせ～

国道42号の下記区間において、8月7日(月)法面崩落が発生しました。
応急復旧作業及び法面点検のため13時00分頃から片側交互通行を行います。
ご理解とご協力をお願いします。

■通行規制

○規制区間：国道42号 ひがしむろぐんくしもとちょうくしもと 東牟婁郡串本町串本

○規制内容：片側交互通行

○規制開始：令和5年8月7日(月) 13時00分頃～

○解除予定：現時点では見込みがたっておりません。

* 今後の道路情報にご注意ください。

道路を利用される皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

〈取扱い〉

〈配布場所〉

和歌山県政記者クラブ
和歌山県政放送記者クラブ
和歌山県地方新聞記者クラブ
近畿建設記者クラブ

田辺記者クラブ
新宮記者クラブ
新宮中央記者クラブ
大手前記者クラブ

〈問合せ先〉

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

副所長(道路) 中村 恭介(なかむら きょうすけ)
道路管理課長 足立 勝人(あだち かつひと)
TEL 0739-22-4564(代表)

● 法面崩落の位置

通行規制区間（片側交互通行）

＜東牟婁郡串本町串本＞



● 法面崩落の状況

